

特許の判例紹介
平成 31 年（行ケ）第 10011 号
－ ゲノム編集特許 －

2020年4月14日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

第 1. 事件の概要

平成 31 年（行ケ）第 10011 号 知財高裁判令和 2 年 2 月 25 日（知財高裁第 1 部）
審決取消請求事件

<結論> 審決（拒絶）取消

名称を「遺伝子産物の発現を変更するための CRISPR-Cas 系および方法」とする特願 2016-128599 の拒絶査定不服審判請求に対する拒絶審決の取消訴訟。「tracr 配列が、30 以上のヌクレオチドの長さを有」するものという構成を採用した本願発明は、先願である引用発明 1 と同一であるとは認められず、また真核細胞におけるゲノム改変効率が増加することを特徴とする本願発明は、試験管レベルの引用発明 2 に基づいて当業者が容易に想到し得たとはいえないと判断された事例。

第 2. 本件特許発明

本件特許の請求項 1 は以下のとおり。

【請求項 1】

エンジニアリングされた、天然に存在しないクラスター化等間隔短鎖回分リピート（CRISPR）-CRISPR 関連（Cas）（CRISPR-Cas）ベクター系であって、／・・・（中略）・・・／前記 tracr 配列が、30 以上のヌクレオチドの長さを有し、／・・・（中略）・・・／CRISPR-Cas ベクター系。

■ この資料には続きがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。